

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 職業安定分科会雇用保険部会(第146回) | 資料3 |
| 令和3年1月27日            |     |

「雇用保険業務に関する業務取扱要領」の一部改正について(令和2年12月25日付け職発1225第5号)(抄)

「雇用保険給付関係(一般被保険者に対する求職者給付)」(平成22年12月28日付け職発1228第4号別添3)の一部改正関係(抄)

| 改正後   | 現行   |
|---|--|
| <p><b>50006(6) 離職票の記載内容に係る異議の有無の確認</b></p> <p>離職票を受理したときは、<u>離職者に対し、賃金の支払状況、離職理由等の記載内容に異議がないか確認する。</u></p> <p>また、併せて、離職票の 欄(離職理由)の記入及び 欄(離職者氏名)に氏名のない離職票を受理したときは、離職者に 欄より主たる離職理由が該当する項目を1つ選択の上、具体的事情記載欄(離職者用)に具体的事情を記載させ、 欄への氏名を記載するよう指導する。<u>加えて、離職票の 欄の記入及び 欄に氏名の記載がある離職票を受理した場合であっても、その記載内容に誤りがないか改めて確認する。</u></p> | <p><b>50006(6) 離職者の記名押印が省略されている旨の記載のある離職票の受理</b></p> <p>離職証明書の 欄に離職者の記名押印又は自筆による署名のない旨の記載のある離職票を受理したときは、賃金の支払状況等の記載内容に異議がないか確認する。</p> <p>また、併せて、離職票の 欄(離職理由)の記入及び 欄(離職者署名)に記名押印又は自筆署名のない離職票を受理したときは、離職者に 欄より主たる離職理由が該当する項目を1つ選択の上、具体的事情記載欄(離職者用)に具体的事情を記載させ、 欄への記名押印又は自筆署名を行うよう指導する。</p> |